

岡山県から、 放置艇を なくそう



令和7年7月～
岡山県内の水域は
放置等禁止区域に
指定されました。
※県北河川等を除く。

放置艇とは、許可を得ずに係留する船舶や沈没船のことであり、水域等の秩序や環境に深刻な影響を与えます。

❗ 船舶の管理は所有者の責任です。

放置艇は**取り締まり**や**行政処分**の対象となり、罰則を科せられたり、多額の撤去費用を請求されることがあります。

放置艇が引き起こす影響

他の船舶への悪影響



航路や係留場所をふさぎ、他の船舶の安全な水域等の利用を妨げます。

環境汚染



燃料や油の流出により、水域の環境や生物に被害を与えます。

景観や地域への悪影響



景観を損ねるとともに、災害時には被害が増大するおそれがあります。

✔ 適正に許可を受けましょう



適正に許可を得て係留し、保守管理を行って沈没や漂流を防ぎましょう。

お願いしたいこと

✔ 不要になった船は処分を



使わなくなった船は、早めに売却や廃棄するなどして対応しましょう。

✔ 相続人ではありませんか



所有者死亡により放置される事例が多発しているため御注意ください。

岡山県プレジャーボート対策推進会議

岡山県・岡山河川事務所・岡山運輸支局・岡山市・倉敷市・玉野市・笠岡市・備前市・瀬戸内市・浅口市・海上保安部・岡山県警察